

入 札 説 明 書

岩手県立宮古高等看護学院清掃業務

岩手県立宮古高等看護学院

入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

岩手県立宮古高等看護学院清掃業務 1式

(2) 業務の仕様その他明細

別添「清掃業務基準仕様書」による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地13 岩手県立宮古高等看護学院

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒027-0096 岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地13

岩手県立宮古高等看護学院 教務事務室 電話番号 0193-62-5022

3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の清掃(庁舎)に登録されている者であること。
- (3) 延べ面積1,000平方メートル以上の建築物の清掃業務を、令和3年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有していること。
- (4) 岩手県内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の規定に基づき岩手県知事の登録を受けている者であること。
- (6) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225条)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、

その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(9) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。

4 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加者は、次の書類を令和8年3月9日(月)午後5時までに2の場所に提出しなければならない。

また、入札参加者は提出した書類について学院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

なお、当該書類の補足、補正は、令和8年3月10日(火)午後5時まで認める。

ア 競争参加資格を証明する書類

(ア) 入札参加資格申請書（様式1）

(イ) 建築物の清掃業務に関する履行実績届出書（様式2）

(ウ) 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目の納税証明書（様式第111号）及び消費税の納税証明書（税務署が発行する「その3の2」又は「その3の3」をいう。）の写し

(エ) 資本関係・人的関係に関する届出書（様式3）

イ 業務が履行できることを証明する書類

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第32条の規定に基づき交付された登録証明書の写し

ウ 誓約書（様式4）

(2) 入札参加者は、本説明書（仕様書及び別紙契約書案を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

5 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格申請書を提出することができない。

なお、これらの関係のある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社又は会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社等」という。）

である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

6 質問書の受付及び回答方法

設計書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意、FAXによる提出可）により令和8年3月12日（木）午後5時までに2に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加資格者に対し令和8年3月16日（月）までにFAXにより送信する。

7 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書は、直接10の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(4) 入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

8 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の前に委任状を提出しなければならない。

9 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県立宮古高等看護学院長」とする）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

10 入札及び開札の日時及び場所等

日時 令和8年3月19日(木) 午前11時00分

場所 岩手県立宮古高等看護学院 実習棟1階 講堂

- (1) 入札場所には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

12 入札への参加

4(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) その他入札に関する条件に違反して提出した入札

14 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取り消す場合がある。

15 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 入札執行回数の制限は設けないこととする。

16 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約の条項は別添契約書案のとおりとする。

17 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。